

# 「ぶらっつ ナカセン」利用誓約書

## 1、利用料

表面のとおり

## 2、利用期間

表面のとおり

## 3、利用内容

- ① 申請した行為のみを行うものとし、申請以外の活動を行わない。
- ② 利用期間及び時間を厳守する。
- ③ 施設の美化に心掛け、破損等が生じた時はすべてに責任を持つ。

## 4、設備等

表面の申請以外の持ち込みはしない。

## 5、活動指導

- ① 利用申請者は、自らの責任において活動を行うものとし、取扱商品等の不備や欠陥等による損害、活動に関する苦情等については、すべて責任を負う。
- ② 協同組合尾鷲観光物産協会の、「衛生管理・商品等の搬出入・価格表示・従事者の服装・接客態度等・その他に関する指導」に従う。

## 6、禁止事項

- ① 申請の内容と異なる使用をすること。
- ② 危険と判断されるものを使用すること。
- ③ 器物を損壊・破棄すること。
- ④ 騒音、異臭その他周辺住民等に迷惑をかけること。
- ⑤ 公序良俗に反すること。
- ⑥ 暴力団、宗教、政治に関すること。
- ⑦ 火気の使用、飲酒及び喫煙。
- ⑧ 立ち入り禁止箇所に進入すること。
- ⑨ 小学生以下の子どもだけで2階に上がること。
- ⑩ 動物を施設内に入れること。
- ⑪ その他不相当と判断されたこと。

## 7、利用契約の解除

協同組合尾鷲観光物産協会は、次の項目に該当すると判断した場合、催告を要することなくただちに契約を解除することができる。その場合において生じた利用申請書における損害等について、協同組合尾鷲観光物産協会は一切その責任を負わない。

- ① 活動指導や禁止事項に関する指導等に従わない場合。
- ② 利用者が利用制約内容に違反した場合。

## 8、原状回復

利用申請者は、利用期間満了ないし解除によって終了した場合には、直ちに持ち込んだすべてのものを撤去のうえ清掃を行い、施設内を原状に復して返還しなければならない。

## 9、協議

本契約に定めのない事項については、相互に誠意を持って解決にあたるものとする。

## 10、責任

施設内でおこった事故等によるけが等の障害について、協同組合尾鷲観光物産協会は一切の責任を負わないものとする。

以上